

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第17条の2第1項第3号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

附則に次の3項を加える。

（宅地化農地に係る固定資産税及び都市計画税の免除のための申告等）

- 1 1 法附則第29条の5第2項に規定する申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 所有者の住所及び氏名
 - (2) 土地の所在，地目及び地積
 - (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続の区分
 - (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続を開始した年月日
- 1 2 法附則第29条の5第4項に規定する申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 所有者の住所及び氏名
 - (2) 土地の所在，地目及び地積
 - (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等を市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の12月31日までの間に行うことができない理由
 - (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のために予定している計画策定等

の区分

13 法附則第29条の5第5項に規定する申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在，地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等の区分
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等がなされた年月日

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，新産業の森北部地区の市街化区域編入に伴い宅地化農地に係る固定資産税及び都市計画税の免除に関する申告等について定める等の必要による。